## ◎新潟県告示第822号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号)第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成30年7月24日

新潟県知事 花角 英世

1 都市公園の名称

新潟県立鳥屋野潟公園

2 都市公園の位置

新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目

3 変更に係る都市公園の区域

新潟市中央区清五郎字川東の一部 (別紙図面のとおり)

4 変更に係る区域の供用開始の期日

平成30年8月1日

